

議 第 27 号

令和 7 年 3 月 27 日提出

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正したいので
議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 6 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「技術主幹 政策監」を「技術主幹 医療技術主幹 政策監」に改
める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

令和 7 年 4 月 1 日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、
熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和 27 年教育委員会規則第 6 号)第 1 条
第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、熊本市教育委員会事務局及び熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関の職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務局職員の職)</p> <p>第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 <u>技術主幹 医療技術主幹 政策監</u> 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任 主任主事 主任技師 副主任 主事 技師</p> <p>2 教育次長又は副課長の職には、当該教育次長又は副課長が特に担当することとされた事項を付すことができる。</p> <p>(学校職員の職)</p> <p>第3条 熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>校長 副校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭 養護助教諭 講師</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、熊本市教育委員会事務局及び熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関の職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務局職員の職)</p> <p>第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 <u>技術主幹 政策監</u> 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任 主任主事 主任技師 副主任 主事 技師</p> <p>2 教育次長又は副課長の職には、当該教育次長又は副課長が特に担当することとされた事項を付すことができる。</p> <p>(学校職員の職)</p> <p>第3条 熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>校長 副校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭 養護助教諭 講師</p>	

実習助手 事務主幹 事務主任 主任事務職員
事務職員 技術主幹 技術主任 主任技師 技師
事務長 主幹 主査 参事 主任 主任主事 副主任
主任 主事 給食栄養士 給食技師 学校主事
(学校以外の教育機関の職員の職)

第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。

館長 所長 副館長 副所長 場長 教育審議員
所長補佐 館長補佐 場長補佐 主幹 政策監 主任学芸員 主任指導主事 事務長 主査 参事 主任 指導主事 社会教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師 副主任 主事 技師 給食技師

附 則 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

実習助手 事務主幹 事務主任 主任事務職員
事務職員 技術主幹 技術主任 主任技師 技師
事務長 主幹 主査 参事 主任 主任主事 副主任
主任 主事 給食栄養士 給食技師 学校主事
(学校以外の教育機関の職員の職)

第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。

館長 所長 副館長 副所長 場長 教育審議員
所長補佐 館長補佐 場長補佐 主幹 政策監 主任学芸員 主任指導主事 事務長 主査 参事 主任 指導主事 社会教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師 副主任 主事 技師 給食技師

附 則 (略)